臨時代理報告第４号

鳥栖市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について

鳥栖市教育委員会職員の職の設置に関する規則について、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第４条第１項の規定により臨時代理したので、同条第２項の規定により報告する。

令和５年４月１２日

鳥栖市教育委員会
教育長　佐々木　英利

鳥栖市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則案の概要

1　改正の理由
総務主査の職の設置に伴うもの

2　改正の内容
別表第１に総務主査を追加する

3　施行日
令和５年４月１日

鳥栖市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

鳥栖市教育委員会職員の職の設置に関する規則（平成１９年教委規則第２号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改　正　前

別表第１

職	職務内容
略	
係長	上司の命を受け、当該係の事務を処理する。
略	

改　正　後

別表第１

職	職務内容
略	
係長	上司の命を受け、当該係の事務を処理する。
<u>総務主査</u>	<u>上司の命を受け、当該係の事務の一部を処理する。</u>
略	

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に担当係長の職を命じられている者は、別に辞令を交付されない限り、この規則の施行の日をもって、総務主査の職に命ぜられたものとする。